江刺西体育館

使用区分					基本使用料 全面使用の場合	基本使用料 半面使用の場合	付加使用料
貸切使用の場合（１時間までごとに）	体育室	入場料を徴収しない場合	アマチュアスポーツ、サークル活動又はレクリエーションに使用する場合	児童及び生徒	600円	300円	１　照明設備を使用するときは、１時間までごとに次に掲げる額を徴収する。 体育室　全面使用　800円 半面使用　400円 ２　附属設備を使用するときは、次に掲げる額を徴収する。 放送設備　１式１回570円 ３　暖房設備を使用するときは、１時間までごとに次に掲げる額を徴収する。 体育室　1,150円 会議室　110円 研修室　110円 ミーティングルーム　110円
				一般	1,200円	600円	
			その他の催しに使用する場合		2,400円	1,200円	
		入場料を徴収する場合等	アマチュアスポーツ、サークル活動又はレクリエーションに使用する場合	児童及び生徒	1,200円	600円	
				一般	2,400円	1,200円	
			その他の催しに使用する場合	営利を目的としない場合	3,600円	1,800円	
				営利を目的とする場合	7,200円	3,600円	
	会議室				300円		
	研修室				300円		
	ミーティングルーム				300円		
個人使用の場合（１人１回の入場につき）	体育室			児童及び生徒	110円		
				一般	220円		

１　「入場料を徴収する場合等」とは、入場料を徴収する場合又は入場料は徴収しないが、営利、宣伝その他これらに類する目的をもって催しを行う場合をいい、「入場料を徴収しない場合」とは、それ以外の場合をいう。
２　「児童及び生徒」とは、幼児、小学校児童、中学校生徒及び高等学校生徒をいう。
３　使用時間に１時間未満の端数が生じた場合は、１時間とする。
４　市外に住所又は所在地を有する者が使用する場合の基本使用料は、この表に定める額の２倍の額とする。ただし、国又は地方公共団体が使用する場合を除く。
５　準備、撤去等のため前日等に使用する場合の基本使用料は、この表に定める額（備考４の適用がある場合は、その適用後の額）の２分の１の額（10円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額）とする。
６　減免により10円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額とする。